

税務情報

財政部及び国家税務総局が新たな増値税改革試験に関する通達を公布

デロイト中国発行「Tax Analysis」より

2013年12月4日に国務院が新たに鉄道運輸業及び郵便サービス業を増値税改革試験の適用対象にすることを決定したことを受け、財政部及び国家税務総局は12月13日に増値税改革試験に関する新しい通達(財税[2013]106号通達、“106号文”と略称)を公布した。遡及適用される一部の項目を除き、106号文は2014年1月1日より施行される。

106号文は、増値税改革試験が全国で実施される際、財政部及び国家税務総局が公布した増値税改革試験に関する通達(財税[2013]37号通達、“37号文”と略称)に取って代わるものである。37号文は2014年1月1日に廃止されるが、その中の多くの条項は106号文で踏襲されている。本 tax Analysis では主に、現行の政策に対する106号文による変更点について検討する。

106号文では、鉄道運輸業及び郵便サービス業が新たに増値税の課税対象に加わり、11%の税率を適用することが明らかにされた。また、6%の税率が適用される“集配サービス”という小区分が追加された。106号文は現行の増値税改革試験に関する政策の一部に変更を加えるものであり、これらの変更はファイナンスリース、国際貨物運輸代理などの業種に対し、一定の影響を与えるものと考えられる。

106号文のポイント

ファイナンスリース

条件に合致するファイナンスリース企業¹が有形動産ファイナンスリースサービスを提供する場合、受領した全ての対価及び価格外費用から一部の項目を控除した後の残額を売上額として、増値税額を計算する。下表の通り、37号文で控除が認められていた項目の一部が、106号文により変更される。当該変更は2013年8月1日に遡及して適用される。

¹ “条件に合致するファイナンスリース企業”には、中国人民銀行、銀行業監督管理委員会或いは商務部の認可を得てファイナンスリース業務に従事する試験対象納税者、商務部が授権した省級商務主管部門及び国家経済技術開発区の認可を得てファイナンスリース業務に従事し、かつ登録資本金が1.7億元に達する試験対象納税者が含まれる。

控除が可能な項目		
106号文 ²		37号文
セール・アンド・リースバック ³	その他のファイナンスリース	
<ul style="list-style-type: none"> 賃借人から受領した有形動産対価の元本部分(賃借人が発行した発票をエビデンスとする) 借入金利息の支払(外貨借入金と人民元借入金の利息を含む) 債券利息の支払 	<ul style="list-style-type: none"> 借入金利息の支払(外貨借入金と人民元借入金の利息を含む) 債券利息の支払 保険料 据付費用 車両購入税 	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸人が負担する借入金利息(外貨借入金と人民元借入金の利息を含む) 関税 輸入段階の消費税 保険料 据付費用

106号文では、納税者がセール・アンド・リースバックのサービスを提供する場合、賃借人から受領した有形動産対価の元本部分について増値税専用発票は発行できないが、普通発票を発行することはできると定められている。

条件に合致するファイナンスリース業の一般納税者は、実際の増値税負担が3%を超える部分について即時徴収・即時還付政策の適用を受けることができる。実際の増値税負担は、実際に納付した税額が全ての対価及び価格外費用に占める比率により計算する。但し106号文では、当該政策について、2015年12月31日までの適用期限を設けている。

デロイトの見解

国家税務総局2010年第13号公告により、セール・アンド・リースバックにおいて、賃借人が賃貸人に資産を売却する取引には増値税が課税されない。従って賃借人は、賃貸人に対し増値税専用発票を発行できない。その結果、賃貸人であるファイナンスリース企業はリース対価の全額(元本及び利息を含む)に対して17%の増値税を納付しなければならず、賃貸資産の対価(即ち元本部分)に対応する仕入税額を控除することもできなかった。この取扱いに対してファイナンスリース業界は、セール・アンド・リースバックの本質はファイナンスであり、元本部分は増値税の課税標準に含めるべきではなく、もしそれを課税標準に含めるなら、ファイナンスリース業の増値税負担は大幅に増加することになると主張してきた。106号文では、全ての対価から元本部分の控除を認める形で、この問題の解決を図った。この政策の変更はファイナンスリース業界に歓迎されるものであろう。

但し、37号文において認められていた一部の控除項目(例えば、関税、輸入段階の消費税)が、106号文では

² 商務部が授権した省級商務主管部門及び国家経済技術開発区の認可を得てファイナンスリース業務に従事する試験対象納税者については、2013年12月31日までに登録資本金が1.7億元に達した場合、2013年8月1日より106号文で定められた控除項目が適用される。その他の場合、登録資本金が当該基準に達した翌月から適用される。

³ セール・アンド・リースバックとは、賃借人がファイナンス目的でファイナンスリース企業に資産を売却した後、当該資産のリースを受ける取引を指す。

控除項目として列挙されていない点にも留意すべきである。

なお、セール・アンド・リースバックにおける発票の発行に関しては、実務指針が明らかにされる必要がある。

国際貨物運輸代理

106号文では、国際貨物運輸代理に従事する一般納税者が、取得した全ての対価及び価格外費用から国際運輸企業へ支払った国際運輸費用を控除した後の残額を売上額として売上増値税額を計算することを認めている。

また106号文では、国際貨物運輸代理サービスを提供する納税者が増値税免税の適用を受けることも認めている。免税適用を受ける納税者が委託者から受領する全ての国際貨物運輸代理サービス収入、及び国際運輸事業者へ支払う国際運輸費用は、必ず金融機関を通じて決済しなければならない。また、委託者が発票を請求する場合、納税者は国際貨物運輸代理サービス収入について、委託者へ増値税普通発票を発行しなければならない。この免税規定は2013年8月1日に遡って適用される。増値税専用発票を既に発行している場合、その専用発票を回収した後でなければ、免税の適用を受けることはできない。

デロイトの見解

国際運輸サービスには通常、ゼロ税率あるいは増値税免税が適用される。従って、国際貨物運輸代理サービスに従事する一般納税者は往々にして、提供を受けた国際運輸サービスに係る仕入税額の控除ができない。ゆえに、その増値税負担は売上税額の大小に左右されることになる。2013年8月1日より前の段階では、国際貨物運輸代理サービスに従事する納税者は、106号文に類似した取扱いを受けることができた。即ち、支払った一部の費用を受領した対価から控除した後の残額により売上増値税額を計算することが認められていた。しかし、このような取扱いは37号文で取り消された。そのため、国際貨物運輸代理業に従事する納税者は、受領した対価の全額に対して売上増値税額を納付することが必要となり、増値税負担が大幅に増加することになった。そして、顧客に増値税負担の増加分を転嫁するため、国際貨物代理サービスの価格が引き上げられるという現象も生じた。106号文では改めて、支払った運輸費用を控除できる旨の規定を設けたことから、37号文が国際貨物運輸代理業へ与えた負の影響を緩和または解消することが期待される。

国際貨物運輸代理業に従事する納税者は、免税の選択適用を検討することもできる。但し、国際貨物運輸代理サービスに従事する多国籍企業グループでは、頻繁な相互の内部取引が存在し、受領対価と支払対価を相殺する形で内部決済を行う可能性がある。このような処理を行っても、106号文の免税規定における、対価は金融機関を通じて決済されなければならないという条件を満たすことになるのか否か、更なる明確化が待たれる。

郵便及び速達サービス

A. 郵便サービス

新たに増値税の課税対象となる郵便サービス業には11%の増値税率が適用される。106号文において、郵便サービス業は、中国邮政集团公司及び当該グループの郵政企業が提供する郵便基本サービス(例えば、郵便配達、郵便為替など)と定義されている。

B. 集配サービス

106号文では、“一部の現代サービス業－物流補助サービス”の税目の下に“集配サービス”が追加され、6%の増値税率が適用される。集配サービスは、以下の三つのサービスに区分される。

- 収集サービスは、差出人から書簡及び小包を受領し、サービス提供者の所在地と同じ区域にある集配センターまで運ぶことをいう。
- 仕分サービスは、集配センターにおいて、書簡及び小包の分類を行うことをいう。
- 配送サービスは、サービス提供者が集配センターから書簡及び小包を同じ区域の受取人に配達することをいう。

デロイトの見解

現行の営業税の規定によれば、速達サービスは郵便業に該当し、3%の営業税率が適用される。しかしながら実務上、速達サービスは運輸などのその他の類似するサービスとの区別が難しく、各地の実務処理は必ずしも統一されていない。例えば、増値税改革試験の実施後において、郵電通信業者として引き続き3%の営業税を納付している速達サービス企業もあれば、交通運輸業者として11%の増値税を納付している企業や物流補助業者として6%の増値税を納付している企業もある。

106号文における郵便業の定義に基づき、中国邮政集团公司及び当該グループの郵政企業以外の企業が提供する速達サービスは、増値税改革試験の郵便業には該当しない。しかしながら当該サービス(特に異なる地域間での速達サービス)が、今回新たに設けられた集配サービスに該当するか否かについても検討する必要がある。異なる地域間での速達サービスは、交通運輸業(11%の増値税率)及び集配サービス(6%の増値税率)の組み合わせであるとみなされる可能性もあるが、そうであるとすれば、当該サービスに係る課税関係の複雑性は増すことになる。速達サービス業の税目の判定及び取扱いに関する更なる明確化が待たれる。

オフショア・アウトソーシング・サービス

106号文の規定に基づき、オフショア・アウトソーシング・サービスに係る増値税免税は2014年1月1日から全国で適用されるようになり、また適用期限は2013年12月31日から2018年12月31日まで延長される。また106号文では、免税が適用できるオフショア・アウトソーシング・サービスを、リストの形式で列挙している。このことは、実務におけるオフショア・アウトソーシング・サービスの範囲に関する解釈の問題を解決する上で有益であると考えられる。

国際運輸サービスの航海用船、定期用船及びウェットリースサービス

国内の企業或いは個人が航海用船、定期用船或いはウェットリースサービスを提供する際、もし賃貸する輸送機器が国際運輸サービス(香港、マカオ、台湾の運輸サービスを含む)に用いられ、かつ申請者が一般納税者の身分及び国際運輸に関する資格を有しているならば、ゼロ税率の適用を受けることができる。106号文は、上記の場合のゼロ税率が適用される主体(即ち、申請者)を変更した。当該変更は2013年8月1日に遡及して適用される。

	106号文 申請者	37号文 申請者
航海用船	賃貸人	賃借人
定期用船及びウェットリース -賃借人が国内の企業或いは個人	賃借人(当該輸送機器を利用し、その他の企業或いは個人に国際運輸サービスを提供する場合)	賃借人
定期用船及びウェットリース -賃借人が国外の企業或いは個人	賃貸人	賃借人

その他

A. 課税項目の追加

課税対象となる業種が追加されたほか、106号文では増値税改革試験の課税範囲に含まれるその他のいくつかの項目についても明確にしている。追加された主な課税項目は下表の通りである。

税目(増値税率)		追加項目
交通運輸業	陸上運輸サービス(11%)	鉄道運輸サービス
	航空運輸サービス(11%)	宇宙運輸サービス(宇宙船の打ち上げ)
郵便業	郵便普通サービス(11%)	郵便物の配達、切手の発行、新聞の発行、郵便為替、郵便物品の販売など
	郵便特殊サービス(11%)	
	その他の郵便サービス(11%)	
一部の現代サービス業	研究開発及び技術サービス(6%)	技術コンサルティングサービス-技術テスト、技術研修
	情報技術サービス(6%)	業務プロセス管理サービス-監査管理、税務管理、内部データ検索、内部データ管理、内部データ使用
	文化意匠サービス(6%)	設計サービス-オンラインゲーム設計
	物流補助サービス(6%)	<ul style="list-style-type: none"> ● 航空サービス-航空研修 ● 貨物旅客運送ステーションサービス-貨物梱包整理、鉄道に関するサービス項目など ● 集配サービス
	検証コンサルティングサービス(6%)	コンサルティングサービス-翻訳サービス

B. 収入控除項目

i. サポート証憑

106号文では、一部の業種(例えば、国際貨物運輸代理サービス、旅客運輸ステーションサービス)の納税者は全ての受領対価及び価格外費用から特定の支払対価を控除した後の残額に基づいて増値税額を計算することができる旨を規定していることから、控除可能な対価に関する証憑についても、以下のような規定を設けている。

- 国内の企業あるいは個人に支払った対価については、発票を合法的かつ有効な証憑とする。
- 国外の企業あるいは個人に支払った対価については、当該企業あるいは個人の署名がある領収証を合法的かつ有効な証憑とする。領収書に疑義がある場合、税務機関は国外の公証機関の確認証明を提出するよう要求することができる。
- 支払った税金、政府性基金あるいは行政事業性の費用については、納付済み証憑、関連する財政領収書類を合法的かつ有効な証憑とする。

ii. 2013年8月1日より前の段階での控除可能項目に関する経過措置

2013年8月1日より前の試験地域⁴において、特定の支払対価を控除した後の残額を売上額とすることが認められていた場合、未だ控除していない対価があれば、2014年6月30日まで引き続き売上額から控除することができる。但し引き続き控除が認められる対価は、2013年8月1日より前に発行された規定に合致する証憑により計算されるものに限られる。

C. 簡易課税方式

106号文では、一般納税者が簡易課税方式(税抜売上額の3%で納付増値税額を計算し、仕入税額を控除しない方式)を選択適用できるサービスとして、以下が追加された。

- 映画放映サービス
- 倉庫保管サービス
- 積卸運搬サービス
- 集配サービス
- アニメ企業が提供するアニメ制作及び関連サービス(例えば、設計、アフレコ、国内における著作権の譲渡など)(2017年12月31日まで適用)

D. 納税申告

固定業者である納税者の総機構と分支機構が同じ県(市)内にはないが、同じ省(自治区、直轄市、計画単列市)内にある場合、省(自治区、直轄市、計画単列市)の財政庁(局)及び国家税務総局の認可を得て、総

⁴ 試験地域には、北京市、天津市、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、福建省、湖北省、広東省を含む。

機構が一括して総機構所在地の主管税務機関に増値税を申告納付することができる。

コメント

増値税改革試験に関する新しい通達である 106 号文には幅広い内容が含まれており、その重要性は言うまでもない。同通達にある新しい規定の多くは間もなく適用が開始されるため、各企業は速やかに以下の措置を講じる必要がある。

- 企業の生産経営及びサプライチェーンの状況をレビューし、106 号文(とくに現行政策に対する変更点)により生じうる影響を評価する。
- 106 号文の新しい規定を理解し、関連する優遇の適用申請を積極的に検討する。
- 新しい規定における不明確な点について、税務機関とコミュニケーションをとる。
- 今後の政策の動向について注意を払い、必要に応じて専門家のアドバイスを求める。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつ或いは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

©2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited